

群馬県通正化通信 NO. 143(令和2年7月号)

新型コロナウイルス感染拡大における適性診断と健康診断の取り扱いについて

事業者や運行管理者の方からコロナ渦における適性診断や健康診断等の受診期間について問い合わせが数多く寄せられています。

適性診断につきましては、国土交通省が緊急事態宣言期間（群馬県は4月17日から5月14日までの27日間）を基に以下の特例措置を認めています。

●事故惹起運転者への特定診断

特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱの受診については「やむをえない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内」に受診することとなっておりますが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間を当該受診期間に含めないものとして扱えます。

●初任運転者への初任診断

初任診断の受診については「やむをえない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内」に受診することとなっておりますが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間を当該受診期間に含めないものとして扱えます。

●高齢者運転者への適齢診断

適齢診断の受診は「65歳に達した日以後1年以内」「65歳以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内」及び「その後3年以内ごと」となっておりますが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間を当該受診期間に含めないものとして扱えます。

※具体例を裏面に記載しています。

健康診断（定期・雇入時・深夜業務等の特定業務従事者）につきましては、厚生労働省が以下の特例措置を認めています。

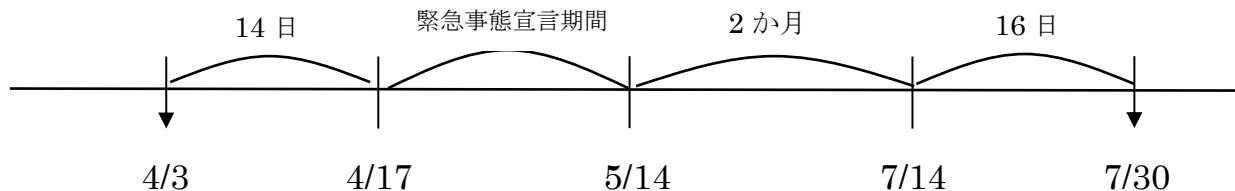
●健康診断実施期間の延期

令和2年6月末までに実施を求められる健康診断については10月末までの延期が認められています。健康診断実施機関の予約が取れないなどの事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合は、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、実施する必要があります。

「延期措置」であり、「やらなくても良い」というものではないため、注意してください。なお、延期後は1年以内もしくは6か月以内ごとの受診を徹底してください。

●適性診断の具体例

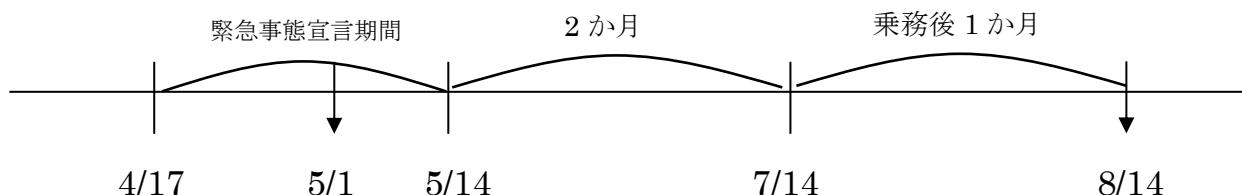
・特定診断（事故惹起後、4月3日に再度乗務を開始した場合）



事故を起こした後、再度乗務を開始する前に特定診断を受診しなければならないが、やむを得ない事情がある場合は乗務開始後 1 か月以内までに受診することが認められている。さらに当該受診期間に緊急事態宣言期間が重なっているため、緊急事態宣言期間に 2 か月を足した期間が延期の対象となる。よって受診期限は 7 月 30 日となる。

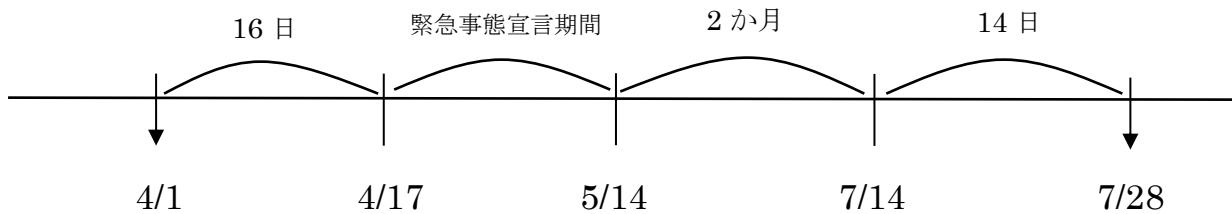
（乗務開始後 1 か月については緊急事態宣言期間前に 14 日経過しているため、残りの 16 日が 2 か月の後に延期される。）

・特定診断（事故惹起後、5月1日に再度乗務を開始した場合）



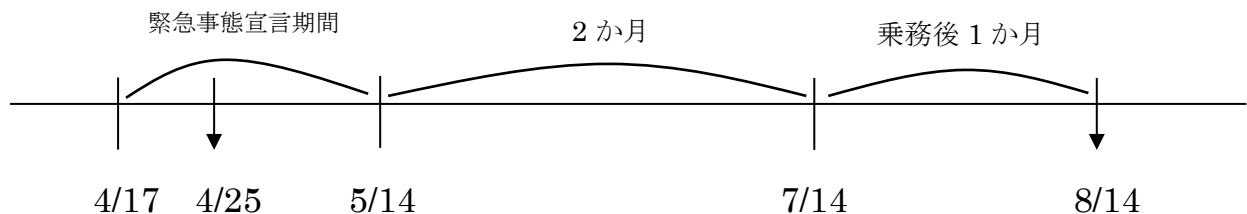
事故を起こした後、再度乗務を開始する前に特定診断を受診しなければならないが、やむを得ない事情がある場合は乗務開始後 1 か月以内までに受診することが認められている。さらに緊急事態宣言期間中に再度乗務を開始したため、緊急事態宣言期間に 2 か月を足した期間が延期の対象となる。よって受診期限は 8 月 14 日となる。

・初任診断（4月1日に運転手として選任される場合）



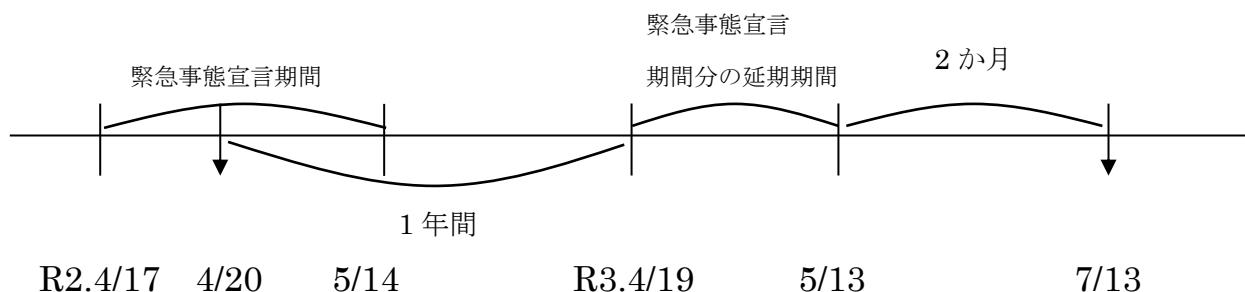
運転手として選任される前に初任診断を受診しなければならないが、やむを得ない事情がある場合は乗務開始後 1 か月以内までに受診することが認められている。さらに当該受診期間に緊急事態宣言期間が重なっているため、緊急事態宣言期間に 2 か月を足した期間が延期の対象となる。よって受診期限は 7 月 28 日となる。（乗務開始後 1 か月については緊急事態宣言期間前に 16 日経過しているため、残りの 14 日が 2 か月の後に延期される。）

・初任診断（4月25日に運転手として選任される場合）



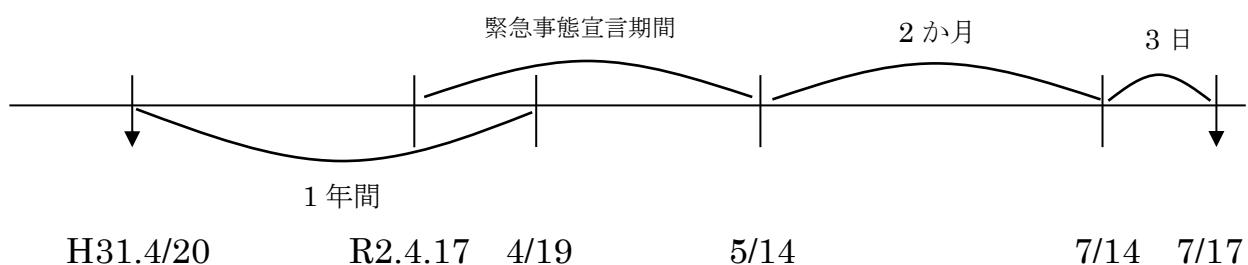
運転手として選任される前に初任診断を受診しなければならないが、やむを得ない事情がある場合は乗務開始後 1 か月以内までに受診することが認められている。さらに緊急事態宣言期間中に選任されているため、緊急事態宣言期間に 2 か月を足した期間が延期の対象となる。よって受診期限は 8 月 14 日となる。

・適齢診断（4月20日に65歳になる場合）



令和 2 年 4 月 20 日に 65 歳になった場合、令和 3 年 4 月 19 日までに受診しなければならないが、緊急事態宣言期間に 2 か月を足した期間は延期の対象となる。よって受診期限は令和 3 年 7 月 13 日となる。

・適齢診断（4月20日に66歳になる場合）



令和 2 年 4 月 20 日に 66 歳になる場合、同年 4 月 19 日までに受診しなければならないが、緊急事態宣言期間に 2 か月を足した期間は延長の対象となる。また、4 月 17 日から 19 日が 65 歳からの 1 年間に重なっているため、3 日延期される。よって受診期限は 7 月 17 日となる。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821